

独立行政法人日本スポーツ振興センター

第2回学校安全に関する研究助成応募要項

令和7（2025）年度

1. 助成の趣旨

独立行政法人日本スポーツ振興センター（以下、「JSC」という。）では、学校安全の支援（児童、生徒、学生又は幼児（以下、「児童生徒等」という。）の事故防止）を目的とした研究に対し、研究費を助成する事業を行います。

2. 応募資格

日本国内の大学・研究機関等に在籍する50歳未満（提出締切日：令和7（2025）年1月15日時点）であつて、e-Rad研究者番号を取得済みの研究者

3. 助成対象

児童生徒等の安全・安心に目を向けた、学校安全を支援する研究とし、テーマは自由です。

4. 採択件数、助成金額等

採択件数	5～8件程度を予定
助成金額	単年度1件につき100万円。
助成期間	令和7（2025）年4月以降、令和10（2028）年3月31日までの最長3年間
その他	以下に該当すると判断した場合、助成を中止することがあります。 a) 申請書に虚偽の内容が記載されていたことが判明した場合 b) JSCからの連絡に応答がなく、連絡不能となった場合 c) 何らかの理由により、研究の遂行が不可能となった場合 d) 他人の名誉もしくは信用を侵害する行為があった場合 e) 他人の知的財産権や肖像権を侵害する行為があった場合 f) その他、JSCとの信頼関係を著しく損ねる行為があった場合

5. 助成申請書

下記リンクにある様式「【様式1】学校安全に関する研究助成に係る申請書」に記入のうえメール添付にて提出してください。

JSC災害共済給付Web「学校安全に関する研究助成事業公募情報」ページ

URL：<https://www.jpnsport.go.jp/anzen/tabid/3043/Default.aspx>

6. 助成申請書の提出締切日

提出締切日	令和7（2025）年1月15日（水）必着
書類提出先メールアドレス	gakuan_kenkyu_josei@jpnsport.go.jp
問合せ先	独立行政法人日本スポーツ振興センター 災害共済給付事業部 調査課 〒160-0013 東京都新宿区霞ヶ丘町4-1 日本青年館・日本スポーツ振興センタービル6階 電話（03）5410-9154

7. 選考及び決定

提出された申請書をもとに審議委員会で選考し、JSC理事長が決定します。
なお、選考にあたっては、利益相反に十分留意し、公平性を確保します。

8. 選考結果の通知

令和7（2025）年3月頃を予定しています。選考結果は、申請書に記載されたメールアドレスにお送りします。

9. 助成金の送金

令和7（2025）年4月中に申請書における経理事務担当者の指定する銀行口座に、助成金100万円を送金します。

10. 助成対象となった研究の研究代表者の義務

a)複数年にわたって助成金の送金を受けることが予定される研究の研究代表者に対しては、審議委員会にて研究助成の継続について確認します。令和8（2026）年3月31日を1年目の研究期間終了日として、15日以内に下記リンクにある様式「【様式4】学校安全に関する研究助成に係る中間報告書」及び「【様式5】学校安全に関する研究助成に係る継続申請書」に記入のうえ、提出してください。提出された中間報告書及び継続申請書に基づき、審議委員会において研究助成の継続について確認（承認）ができ次第、助成金の送金に関するお知らせを、申請書に記載されたメールアドレスにお送りします。

b)助成期間終了後、3カ月以内に下記リンクにある様式「【様式2】学校安全に関する研究助成に係る研究実績報告書」及び「【様式3】学校安全に関する研究助成に係る収支決算報告書」に記入のうえメール添付にて提出してください。正当な理由なく提出期限までに提出されない場合は、次年度以降の研究助成申請を受理しないことがあります。

また、JSCが当該研究成果を広く情報発信等（例：広報誌等の原稿執筆）する時には、JSCの求めに応じ、可能な限り協力をしてください。

JSC災害共済給付Web「学校安全に関する研究助成事業公募情報」ページ
URL：<https://www.jpnsport.go.jp/anzen/tabid/3043/Default.aspx>

11. 個人情報の取り扱い

助成決定後、広報リリースとしてJSC災害共済給付Webに以下の助成対象情報を公開します。

- a)助成対象となった研究の研究代表者の氏名及び研究テーマ
- b)助成対象となった研究の研究代表者の所属機関、役職名（申請時）
- c)その他、申請書にご記入いただいた個人情報は、選考及び選考結果の通知のために使用するもので、個人情報保護法及び関連する法令・規範に基づき、厳重に管理します。上記以外には、ご本人の同意がある場合または正当な理由がある場合を除き、第三者に開示または提供しません。

12. 人権の保護及び法令等の遵守への対応（倫理的配慮について）

助成対象となった研究について、研究代表者の所属機関において必要な倫理審査と承認を受けてください。

13. その他（留意事項）

- a)助成金の送金に先立ち、研究代表者には「誓約書」を提出していただきます。
なお、JSCの指定する日までに提出していただけない場合は、助成決定を取消すことがあります。
- b)助成金の管理及び経理事務、並びに助成金で購入する備品及び消耗品の管理を、研究代表者の所属機関の長に委任します。各経費の支出にあたっては、研究代表者の所属機関が規定する単価を準用し、備品及び消耗品の管理と併せ、同機関の定めるところに従って適切に管理してください。各経費の支出の根拠を明らかにする証憑書類等について、JSCへの提出を求めることがあります。
- c)各1～5の様式における「研究に要する経費」欄及び「会計報告」欄には、以下の費目を記載してください。（諸謝金、旅費交通費、備品費、調査委託費、借料・損料、会議費、資料費、印刷製本費、通信運搬費、消耗品費、その他）
- d) **4. 採択件数、助成金額等**に掲げる助成金額のほか、20万円を間接経費分として（100万円の20%）研究代表者の所属機関に支給します。この間接経費の用途について、JSCへ報告の必要はありません。
なお、助成金の受入に伴い、研究代表者の所属機関が定める間接経費分が、前述の金額を上回る場合には、その事実を確認することが出来る当該所属機関の規程等を「誓約書」に併せてJSCに提出することで、助成金額の一部を間接経費分として研究代表者の所属機関に支払うことを可能とします。
- e)研究成果はJSC災害共済給付Webに掲載するなどにより、一般公開・第三者提供します。これを除き、当該助成による一切の著作権および特許権は研究代表者に帰属します。
- f)助成金の交付を受けた研究について、研究の結果又は経過の全部もしくは一部を刊行し、又は書籍、雑誌等に掲載する場合は、JSCより助成金を受けた研究である旨を明記してください。

以上